## (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2016-144051 (P2016-144051A)

(43) 公開日 平成28年8月8日(2016.8.8)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
HO4M	1/67	(2006.01)	HO4M	1/67		5E555
G06F	3/01	(2006.01)	GO6F	3/01	310A	5 K 1 2 7

# 審査請求 未請求 請求項の数 8 〇L (全 26 頁)

		田旦明八	· North High (1997)
(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2015-18836 (P2015-18836) 平成27年2月2日 (2015.2.2)	(71) 出願人	504258527 国立大学法人 鹿児島大学
(22) HIMM H	十九九十二八十二八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
		l	鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
		(74)代理人	100090273
			弁理士 國分 孝悦
		(72) 発明者	佐藤 公則
			鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
			国立大学法人 鹿児島大学内
		(72) 発明者	大塚 作一
			鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
			国立大学法人 鹿児島大学内
		Fターム (参	考) 5E555 AA53 BA04 BB04 BC16 CA44
			CB55 CB66 CC19 FA15
			5K127 AA21 BA03 CA19 GE02 JA03
			JA25 JA26 JA48 KA19 KA20

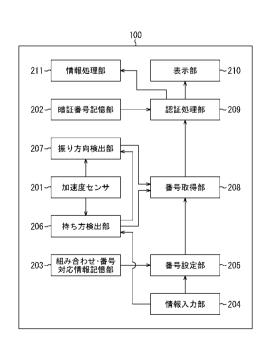
(54) 【発明の名称】携帯端末装置及びその認証処理方法

## (57)【要約】

【課題】認証処理システムを導入し易くすると共に、セキュリティ性の確保を実現する仕組みを提供する。

【解決手段】携帯端末装置100の持ち方とその振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を設定する番号設定部205と、加速度センサ201で測定された加速度に基づいて持ち方検出部206で検出された使用者による携帯端末装置100の持ち方と振り方向検出部207で検出された使用者による携帯端末装置100の振り方向との組み合わせに応じて、番号設定部205によって当該組み合わせに設定された番号を取得する番号取得部208と、番号取得部208において時系列で取得された番号である時系列番号と暗証番号記憶部202に記憶されている暗証番号とに基づいて使用者の認証処理を行う認証処理部209を備える。

【選択図】図2



### 【特許請求の範囲】

### 【請求項1】

使用者の認証処理を行う携帯端末装置であって、

当該携帯端末装置の筐体の加速度を計測する加速度センサと、

認証登録者の暗証番号を記憶する記憶手段と、

前記筐体の持ち方と、前記筐体の振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を設定する番号設定手段と、

前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記筐体の持ち方を検出する持ち方検出手段と、

前記持ち方検出手段で前記使用者による前記筐体の持ち方を検出した後に、前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記筐体の振り方向を検出する振り方向検出手段と、

前記持ち方検出手段で検出された持ち方と前記振り方向検出手段で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、前記番号設定手段によって当該組み合わせに設定された番号を取得する番号取得手段と、

前記番号取得手段において時系列で取得された番号である時系列番号と、前記暗証番号とに基づいて、前記使用者の認証処理を行う認証処理手段と

を有することを特徴とする携帯端末装置。

### 【請求項2】

前記使用者が前記各組み合わせに対して前記一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力する入力手段を更に有し、

前記番号設定手段は、前記対応付け情報に従って前記各組み合わせに対して前記一意の番号を設定することを特徴とする請求項1に記載の携帯端末装置。

#### 【請求項3】

前記番号設定手段は、前記筐体の横持ち、縦持ちおよび握手持ちの3通りの持ち方と、前記筐体において定められた±X方向、±Y方向および±Z方向の6通りの振り方向との合計18通りの組み合わせに対して前記一意の番号を設定し、

前記持ち方検出手段は、前記使用者による前記筐体の持ち方であって、前記3通りの持ち方のうちのいずれか1つの持ち方を検出し、

前記振り方向検出手段は、前記使用者が前記筐体を、 + X方向に振ったか - X方向に振ったか + Y方向に振ったか - Y方向に振ったか + Z方向に振ったか或いは - Z方向に振ったかを検出することを特徴とする請求項1または2に記載の携帯端末装置。

### 【請求項4】

前記番号設定手段は、前記筐体の横持ち、縦持ちおよび握手持ちのうちの2通りの持ち方と、前記筐体において定められた±X方向、±Y方向および±Z方向の6通りの振り方向との合計12通りの組み合わせに対して前記一意の番号を設定し、

前記持ち方検出手段は、前記使用者による前記筐体の持ち方であって、前記2通りの持ち方のうちのいずれか1つの持ち方を検出し、

前記振り方向検出手段は、前記使用者が前記筐体を、 + X方向に振ったか - X方向に振ったか + Y方向に振ったか - Y方向に振ったか + Z方向に振ったか或いは - Z方向に振ったかを検出することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の携帯端末装置。

### 【請求項5】

前記番号設定手段は、前記筐体の横持ち、縦持ちおよび握手持ちのうちの 1 通りの持ち方と、前記筐体において定められた ± X 方向、 ± Y 方向および ± Z 方向の 6 通りの振り方向との合計 6 通りの組み合わせに対して前記一意の番号を設定し、

前記持ち方検出手段は、前記使用者による前記筐体の持ち方であって、前記 1 通りの持ち方を検出し、

前記振り方向検出手段は、前記使用者が前記筐体を、 + X方向に振ったか - X方向に振ったか + Y方向に振ったか - Y方向に振ったか + Z方向に振ったか或いは - Z方向に振ったかを検出することを特徴とする請求項1または2に記載の携帯端末装置。

10

20

30

40

### 【請求項6】

前記振り方向検出手段は、前記加速度センサで測定された加速度の変位の絶対値が0.5G~1.0Gである方向を、前記振り方向として検出することを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の携帯端末装置。

## 【請求項7】

前記認証処理手段は、前記認証処理として、前記時系列番号と前記暗証番号とが一致する場合には前記使用者による当該携帯端末装置の使用を許可する処理を行い、前記時系列番号と前記暗証番号とが一致しない場合には前記使用者による当該携帯端末装置の使用を不許可とする処理を行うことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の携帯端末装置。

【請求項8】

携帯端末装置の筐体の加速度を計測する加速度センサと、認証登録者の暗証番号を記憶する記憶手段とを備え、使用者の認証処理を行う前記携帯端末装置の認証処理方法であって、

前記筐体の持ち方と、前記筐体の振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を設定する番号設定ステップと、

前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記筐体の持ち方を検出する持ち方検出ステップと、

前記持ち方検出ステップで前記使用者による前記筐体の持ち方を検出した後に、前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記筐体の振り方向を検出する振り方向検出ステップと、

前記持ち方検出ステップで検出された持ち方と前記振り方向検出ステップで検出された振り方向との組み合わせに基づいて、前記番号設定ステップによって当該組み合わせに設定された番号を取得する番号取得ステップと、

前記番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、前記暗証番号とに基づいて、前記使用者の認証処理を行う認証処理ステップと

を有することを特徴とする携帯端末装置の認証処理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[ 0 0 0 1 ]

本発明は、使用者の認証処理を行う携帯端末装置及びその認証処理方法に関するものである。

【背景技術】

[0002]

現在、銀行の現金自動預け払い機(ATM:Automated Teller Machine)などでは、セキュリティキーとして暗証番号が用いられ、例えば、4桁の数字が利用されている。その一方で、カードの偽造や暗証番号入力時の盗撮などによる犯罪は、後を絶たないのが現状である。

[0003]

このような背景のもと、近時では、セキュリティ向上の観点から、セキュリティキーとして、手の指紋や静脈パターンなどのバイオメトリック情報を用いた認証が提案されて実現されている(例えば、下記の特許文献 1 及び特許文献 2 参照)。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【 特 許 文 献 1 】 特 開 2 0 0 2 - 4 9 9 1 3 号 公 報

【特許文献2】特開2007-115072号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[ 0 0 0 5 ]

10

20

30

40

しかしながら、上述したバイオメトリック情報をセキュリティキーとする認証処理システムでは、その導入コストがかなりの高額となり、容易に導入することが難しいという問題があった。

### [0006]

本発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、認証処理システムを導入し 易くすると共に、セキュリティ性の確保を実現する仕組みを提供することを目的とする。

# [0007]

【課題を解決するための手段】

本発明の携帯端末装置は、使用者の認証処理を行う携帯端末装置であって、当該携帯端末装置の筐体の加速度を計測する加速度センサと、認証登録者の暗証番号を記憶する記憶手段と、前記筐体の振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を設定する番号設定手段と、前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記筐体の持ち方を検出する持ち方検出手段と、前記持ち方検出手段で前記使用者による前記筐体の振り方向を検出する振り方向検出手段によいて、前記使用者による前記筐体の振り方向を検出する振り方向検出手段と、前記持ち方と前記振り方向検出手段で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、前記番号設定手段によって当該組み合わせに設定された番号を取得すると、前記番号取得手段と、前記番号取得手段において時系列で取得された番号である時系列番号と、前記暗証番号とに基づいて、前記使用者の認証処理を行う認証処理手段とを有する。

# [ 0 0 0 8 ]

本発明の携帯端末装置の認証処理方法は、携帯端末装置の筐体の加速度を計測する加速度センサと、認証登録者の暗証番号を記憶する記憶手段とを備え、使用者の認証処理方法であって、前記筐体の持ち方と、前記筐体の振り方との各組み合わせに対して一意の番号を設定する番号設定ステップと、前記加速度センカーで測定された加速度による前記筐体の持ち方を検出する持ち方検出する前記による前記による前記による前記による前記による前記による前記による前記に表がした、前記加速度センサで測定された加速度に基づいて、前記使用者による前記を体の方を検出なテップと、前記が表別で取得された番号を取得する番号取得ステップによって当該組み合わせに設定された番号を取得する番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、前記番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、前記番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、新記番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、前記番号取得ステップにおいて時系列で取得された番号である時系列番号と、前記番号をに基づいて、前記使用者の認証処理を行う認証処理ステップとを有する。

### 【発明の効果】

## [0009]

本発明によれば、認証処理システムが導入し易くなると共に、セキュリティ性の確保を 実現することができる。

### 【図面の簡単な説明】

## [0010]

- 【図1】本発明の実施形態に係る携帯端末装置の外観の一例を示す図である。
- 【 図 2 】 本 発 明 の 実 施 形 態 に 係 る 携 帯 端 末 装 置 の 機 能 構 成 の 一 例 を 示 す 図 で あ る 。
- 【図3】本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す暗証番号記憶部に記憶されている暗証番号の一例を示す図である。
- 【図4】本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部に記憶されている第1のテーブルに係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。
- 【図5】図1に示す携帯端末装置の筐体において定められた方向であって相互に直交する X方向、Y方向及びZ方向を示す図である。
- 【図6】図2に示す持ち方検出部による持ち方検出方法の一例を示す図である。
- 【図7】図2に示す振り方向検出部による振り方向検出方法の一例を示す図である。
- 【図8】本発明の第1の実施形態に係る携帯端末装置における認証処理方法の処理手順の 一例を示すフローチャートである。

10

20

30

40

20

30

40

50

【図9】本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す認証処理部による認証処理を説明するための図である。

【図10】本発明の第2の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部に記憶されている第2のテーブルに係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。

【図11】本発明の第2の実施形態に係る携帯端末装置における認証処理方法の処理手順の一例を示すフローチャートである。

【図12】本発明の第3の実施形態を示し、図2に示す暗証番号記憶部に記憶されている 暗証番号の一例を示す図である。

【図13】本発明の第3の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部に記憶されている第3のテーブルに係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。

【図14】本発明の第3の実施形態に係る携帯端末装置における認証処理方法の処理手順の一例を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

[0011]

以下に、図面を参照しながら、本発明を実施するための形態(実施形態)について説明する。

[0012]

(第1の実施形態)

まず、本発明の第1の実施形態について説明する。

[0013]

図1は、本発明の実施形態に係る携帯端末装置100の外観の一例を示す図である。

本実施形態に係る携帯端末装置100には、その内部に、携帯端末装置の筐体100-Kの加速度を計測する加速度センサが設けられている。そして、本実施形態に係る携帯端末装置100は、加速度センサで測定された加速度に基づいて、使用者が手200で携帯端末装置の筐体100-Kを持った際の持ち方と携帯端末装置の筐体100-Kを振った際の振り方向とを検出し、検出した持ち方と振り方向との組み合わせに基づいて使用者の認証処理を行うものである。なお、本実施形態では、携帯端末装置100として、加速度センサが内蔵されている多機能携帯電話機(いわゆるスマートフォン)を想定した例について説明を行うが、本発明においてはこれに限定されるものではなく、加速度センサが内蔵されている携帯端末装置であれば如何なる装置も適用可能である。

[0014]

また、本実施形態に係る携帯端末装置100には、図1に示すように、タッチパネルデ ィスプレイ110が設けられている。このタッチパネルディスプレイ110には、使用者 の認証処理を行う際の初期画面として、図1に示す例では、検出する持ち方の数を使用者 が 選 択 す る た め の 持 ち 方 数 選 択 欄 1 1 1 と 、 上 述 し た 持 ち 方 と 振 り 方 向 と の 各 組 み 合 わ せ に 対 し て 一 意 の 番 号 を 対 応 付 け る た め の 対 応 付 け パ タ ー ン を 使 用 者 が 入 力 す る た め の 対 応 付 け パ タ ー ン 入 力 欄 1 1 2 と 、 持 ち 方 数 選 択 欄 1 1 1 で 選 択 さ れ た 検 出 す る 持 ち 方 の 数 と 対 応 付 け パ タ ー ン 入 力 欄 1 1 2 に 入 力 さ れ た 対 応 付 け パ タ ー ン の 番 号 と か ら な る 対 応 付 け 情報を確定させるための確定ボタン113とが表示されている。なお、持ち方数選択欄1 1 1 には、検出する持ち方の数として、後述する横持ち、縦持ち及び握手持ちの 3 つを選 択するための選択ボタン1111と、後述する横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの2つ を 選 択 す る た め の 選 択 ボ タ ン 1 1 1 2 と 、 後 述 す る 横 持 ち 、 縦 持 ち 及 び 握 手 持 ち の う ち の 1つを選択するための選択ボタン1113とが設けられている。また、使用者により選択 された選択ボタンは、反転表示されるようになっており、図1に示す例では、選択ボタン 1111が使用者により選択された選択ボタンである。また、第1の実施形態は、この選 択ボタン1111が使用者により選択され、検出する持ち方の数が3つの場合の形態であ るものとする。

[0015]

図2は、本発明の実施形態に係る携帯端末装置100の機能構成の一例を示す図である。本実施形態に係る携帯端末装置100は、図2に示すように、加速度センサ201、暗

証番号記憶部202、組み合わせ・番号対応情報記憶部203、情報入力部204、番号設定部205、持ち方検出部206、振り方向検出部207、番号取得部208、認証処理部209、表示部210、及び、情報処理部211の各機能構成を有して構成されている。

## [0016]

本実施形態においては、例えば、携帯端末装置100の内部に構成されたメモリによって、暗証番号記憶部202、及び、組み合わせ・番号対応情報記憶部203が構成される。また、例えば、図1に示すタッチパネルディスプレイ110によって、情報入力部204、及び、表示部210が構成される。また、例えば、携帯端末装置100のCPU及びROM内に記録されているプログラムによって、番号設定部205、持ち方検出部206、振り方向検出部207、番号取得部208、及び、認証処理部209が構成される。また、例えば、例えば、携帯端末装置100のCPU及びROM内に記録されているプログラム並びに通信インタフェースによって、情報処理部211が構成される。

# [0017]

加速度センサ201は、上述したように、携帯端末装置の筐体100-Kの加速度を計 測するセンサである。

## [0018]

暗証番号記憶部202は、携帯端末装置100の使用を許可された認証登録者の暗証番号を記憶する記憶手段である。

# [0019]

図3は、本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す暗証番号記憶部202に記憶されている暗証番号の一例を示す図である。図3に示す例では、「8」、「1」、「10」及び「5」の総数4の番号からなる暗証番号が記憶されている。

### [0020]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

組み合わせ・番号対応情報記憶部203は、上述した持ち方と振り方向との各組み合わせ・意の番号を対応付けた、複数の対応付けパターンの情報を記憶に対応付けた、複数の対応付けパターンの情報を記憶になる。具体的に、組持ちの3通りの持ち方向のも通りのは、携帯に表置のの100・Kの横持ち、縦持ち及が大力を対応付けた、複数の方のとの合計6通りのテーブル」とが記憶されている。

### [0021]

図4は、本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている第1のテーブル2031に係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。第1の実施形態は、上述したように、検出する持ち方の数が3つの場合の形態であるため、図4に示す第1のテーブル2031では、3つの持ち方である横持ち、縦持ち及び握手持ちのそれぞれの持ち方について番号が付与されている。

# [0022]

また、図 5 は、図 1 に示す携帯端末装置の筐体 1 0 0 - Kにおいて定められた方向であって相互に直交する X 方向、 Y 方向及び Z 方向を示す図である。 具体的に、図 5 ( a ) には、携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の右方向を + X 方向、携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の左方向を - X 方向)

10

20

30

40

20

30

40

50

とし、携帯端末装置の筐体100- Kの高さ方向をY方向(より詳細には、携帯端末装置の筐体100- Kの上方向を+ Y方向、携帯端末装置の筐体100- Kの下方向を- Y方向)とした例が示されている。また、図5(b)には、携帯端末装置の筐体100- Kの厚み方向を Z 方向(より詳細には、携帯端末装置の筐体100- Kにおけるタッチパネルディスプレイ110設置側方向(前面方向)を+ Z 方向、反対側方向(背面方向)を- Z 方向)とした例が示されている。

## [0023]

ここで、図4の説明に戻る。

具体的に、図4に示す第1のテーブル2031の例では、対応付けパターン1として、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 」 、 持ち方が横持ちで且つ振り方向が図 5 ( a ) に示す - X 方向の組み合わせに番号「 2 」、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 3 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す - Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 4 」 、 持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す+ Z方向の組み合わせに番号「5」、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b ) に 示 す - Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 6 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 7 」 、 持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す - X 方向の組み合わせに番号「 8 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 9 」 、 持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す - Y 方向の組み合わせに番号「 1 0 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b )に 示 す + Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 1 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b ) に 示 す - Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 2 」、 持 5 方 が 握 手 持 5 で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 3 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( a ) に示す - X 方向の組み合わせに 番号「 1 4 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す + Y 方向の組み合わ せ に 番 号 「 1 5 」 、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す - Y 方 向 の 組 み 合わせに番号「 1 6 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( b )に示す + Z 方向の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 7 」 、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b ) に 示 す - Z 方 向の組み合わせに番号「18」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

# [ 0 0 2 4 ]

さらに、図4に示す第1のテーブル2031の例では、対応付けパターン2として、持 ち方が横持ちで且つ振り方向が図 5 ( a ) に示す + X 方向の組み合わせに番号「 5 」、持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す - X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 6 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 3 」、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す - Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 4 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b ) に 示 す + Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 」 、 持 ち方が横持ちで且つ振り方向が図 5 ( b )に示す - Z 方向の組み合わせに番号「 2 」、持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 1 」 、 持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す - X 方向の組み合わせに番号「 1 2 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 9 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す - Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 0 」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す+Z方向の組み合わせに番号「7 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( b ) に 示 す - Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 8 」、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が 図 5 ( a ) に 示 す + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 7 」、 持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す - X 方向の組み合わせに番 号「 1 8 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( a )に示す + Y 方向の組み合わせ に番号「15」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合 わせに番号「16」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す+2方向の組 み合わせに番号「 1 3 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図 5 ( b )に示す - Z 方向 の組み合わせに番号「14」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

## [0025]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

情報入力部204は、携帯端末装置100に対して各種の情報を入力する入力手段である。例えば、情報入力部204は、図4に示す第1のテーブル2031の持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力する。具体的に、本実施形態では、使用者等が、図1に示す持ち方数選択欄111で「3つ」を選択し且つ対応付けパターン入力欄112に図4に示す第1のテーブル2031の対応付けパターンの番号を入力し、確定ボタン113を押下すると、情報入力部204は、図1に示す持ち方数選択欄111で選択された検出する持ち方の数と対応付けパターン入力欄112に入力された対応付けパターンの番号とを対応付け情報として番号設定部205及び持ち方検出部206に入力する。

## [0026]

番号設定部205は、携帯端末装置の筐体100-Kの持ち方と、携帯端末装置の筐体 100-Kの振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を設定する。具体的に、本実 施形態では、番号設定部205は、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されて い る 図 4 の 第 1 の テ ー ブ ル 2 0 3 1 に 係 る 対 応 付 け パ タ ー ン の 情 報 を 参 照 し 、 情 報 入 力 部 2 0 4 から入力された対応付け情報に従って、携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の横持ち、 縦 持 ち 及 び 握 手 持 ち の 3 通 り の 持 ち 方 と 、 携 帯 端 末 装 置 の 筐 体 1 0 0 - K に お い て 定 め ら れた ± X 方向、 ± Y 方向及び ± Z 方向の 6 通りの振り方向との合計 1 8 通りの組み合わせ に対して一意の番号を設定する。例えば、番号設定部205は、情報入力部204から図 4 に示す対応付けパターン 1 に係る対応付け情報が入力された場合には、図 4 に基づいて 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が ・ X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 2 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が - Y方向の組み合 わせに番号「4」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が+2方向の組み合わせに番号「5」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が - Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 6 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で且つ振り方向が + X方向の組み合わせに番号「7」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が - X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 8 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Y 方 向 の 組 み 合 わせに番号「 9 」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が - Y方向の組み合わせに番号「 1 0 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 1 」 、 持 ち 方 が 縦 持ちで且つ振り方向が・2方向の組み合わせに番号「12」、持ち方が握手持ちで且つ振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 3 」、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が - X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 4 」 、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Y 方 向 の 組 み 合 わせに番号「15」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が・Y方向の組み合わせに番号「 1 6 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が + Z 方向の組み合わせに番号「 1 7 」、持ち 方が握手持ちで且つ振り方向が・2方向の組み合わせに番号「18」を設定する。

### [0027]

持ち方検出部206は、加速度センサ201で測定された加速度に基づいて、使用者による携帯端末装置の筐体100・Kの持ち方を検出する。この際、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って検出する持ち方を決定し、当該決定した持ち方の検出を行う。

# [ 0 0 2 8 ]

図6は、図2に示す持ち方検出部206による持ち方検出方法の一例を示す図である。図6(a)に示すように、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図5(b)に示す・Z方向に1G(Gは重力加速度:9.8m/s²)の加速度が測定された場合に、使用者が携帯端末装置の筐体100-Kを横持ちしたことを検出する。

# [0029]

また、図6(b)に示すように、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図5(a)に示す・Y方向に1Gの加速度が測定された場合に、使用者が携帯端末装置の筐体100・Kを縦持ちしたことを検出する。

## [0030]

10

20

30

(9)

また、図6(c)に示すように、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図5(a)に示す+X方向に1Gの加速度が測定された場合に、使用者が携帯端末装置の筐体100.Kを握手持ちしたことを検出する。

### [ 0 0 3 1 ]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

振り方向検出部207は、持ち方検出部206で使用者による携帯端末装置の筐体100- Kの持ち方を検出した後に、加速度センサ201で測定された加速度に基づいて、使用者による携帯端末装置の筐体100- Kの振り方向を検出する。より詳細に、本実施形態では、振り方向検出部207は、使用者が携帯端末装置の筐体100- Kを、+ X方向に振ったか・ X方向に振ったか+ Y方向に振ったか・ Y方向に振ったか+ Z方向に振ったか サ 2 0 1 で測定された加速度の変位の絶対値が0.5G~1.0Gの範囲内である方向を、使用者が携帯端末装置の筐体100・Kを振った方向である振り方向として検出する。

## [0032]

図7は、図2に示す振り方向検出部207による振り方向検出方法の一例を示す図である。図7(a)及び図7(b)において、横軸は時間を示し、縦軸は加速度センサ201で測定された加速度の変位を示している。

## [0033]

例えば、図7(a)の場合は、或る方向に携帯端末装置の筐体100-Kを素早く振った例であり、加速度センサ201で測定された加速度の変位の絶対値が検出閾値である0.5G~1.0Gの範囲内であるため、この場合には、振り方向検出部207によって当該或る方向が振り方向として検出される。

## [0034]

また、例えば、図7(b)の場合は、或る方向に携帯端末装置の筐体100・Kをゆっくり振った例であり、加速度センサ201で測定された加速度の変位の絶対値が検出閾値である0.5G~1.0Gの範囲外(0.5G未満)であるため、この場合には、振り方向検出部207によって当該或る方向が振り方向として検出されることはない。

### [0035]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

番号取得部 2 0 8 は、持ち方検出部 2 0 6 で検出された持ち方と振り方向検出部 2 0 7 で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、番号設定部 2 0 5 によって当該組み合わせに設定された番号を取得する。例えば、番号設定部 2 0 5 によって図 4 に示す第 1 のテーブル 2 0 3 1 の対応付けパターン 1 の番号が設定されており、持ち方検出部 2 0 6 で検出された持ち方が「横持ち」、振り方向検出部 2 0 7 で検出された振り方向が「+ X方向」である場合には、番号取得部 2 0 8 は、番号「1」を取得する。

## [0036]

認証処理部209は、番号取得部208において時系列で取得された番号である時系列番号と、暗証番号記憶部202に記憶されている暗証番号とに基づいて、使用者の認証処理を行う。具体的に、認証処理部209は、使用者の認証処理として、上述した時系列番号と暗証番号とが一致する場合には使用者による携帯端末装置100の使用を許可する処理(以下、「認証OK処理」と称する)を行い、一方、上述した時系列番号と暗証番号とが一致しない場合には使用者による携帯端末装置100の使用を不許可とする処理(以下、「認証NG処理」と称する)を行う。ここで、本実施形態では、認証OK処理として、携帯端末装置100における情報処理部211の動作を許可する処理を行うこととする。また、認証処理部209は、使用者における認証処理の結果を、表示部210に表示する処理を行う。

### [0037]

表示部210は、例えば、使用者の認証処理を行う際に図1に示す初期画面を表示したり、認証処理部209による認証処理の結果を表示したりする他、必要に応じて、各種の

10

20

30

40

画像や各種の情報を表示する。

## [0038]

情報処理部211は、携帯端末装置100における各種の情報処理を行う。

#### [0039]

次に、第1の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順について説明する。

#### [0040]

図8は、本発明の第1の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順の一例を示すフローチャートである。なお、図8に示すフローチャートの処理の開始時点では、既に、暗証番号記憶部202には図3に示す暗証番号が記憶されており、組み合わせ・番号対応情報記憶部203には図4に示す第1のテーブル2031に係る対応付けパターンの情報が記憶されているものとする。

### [0041]

まず、ステップS101において、番号設定部205は、情報入力部204から入力さ れた対応付け情報に従って、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている図 4 に示す第 1 のテーブル 2 0 3 1 に係る対応付けパターンの情報を参照し、携帯端末装置 の筐体100-Kの横持ち、縦持ち及び握手持ちの3通りの持ち方と、携帯端末装置の筐 体 1 0 0 - K において定められた ± X 方向、 ± Y 方向及び ± Z 方向の 6 通りの振り方向と の合計18通りの組み合わせに対して一意の番号を設定する。この図8に示すフローチャ ートの説明では、情報入力部204から検出する持ち方の数が「3つ」で且つ対応付けパ ターン「1」の対応付け情報が入力され、番号設定部205は、図4に基づいて、持ち方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り方向が - X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + Y方向 の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Y方向の組み合わせに番 号「 4 」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + Z 方向の組み合わせに番号「 5 」、持ち方 が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「6」、持ち方が縦持ちで且つ振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 7 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が ・ X 方 向 の組み合わせに番号「8」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が + Y方向の組み合わせに番 号「 9 」、 持 5 方 が 縦 持 5 で 且 つ 振 り 方 向 が - Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 0 」、 持 5 方が縦持ちで且つ振り方向が+Z方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が縦持ちで且 つ 振 り 方 向 が - Z 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 2 」 、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 3 」、 持 ち 方 が 握 手 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が - X 方 向 の 組 み合わせに番号「 1 4 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が + Y 方向の組み合わせに番 号「 1 5 」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が - Y 方向の組み合わせに番号「 1 6 」、 持ち方が握手持ちで且つ振り方向が+Z方向の組み合わせに番号「17」、持ち方が握手 持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「18」を設定したものとする。

### [0042]

続いて、ステップS102において、認証処理部209は、暗証番号記憶部202に記憶されている認証登録者の暗証番号を読み出す処理を行う。この図8に示すフローチャートの説明では、図3に示す「8」、「1」、「10」及び「5」の総数4の番号からなる暗証番号が読み出されたものとする。さらに、認証処理部209は、読み出した暗証番号を構成する番号の総数Nを設定する。本例では、図3に示す暗証番号が「8」、「1」、「10」及び「5」からなるものであるため、N=4が設定される。

# [ 0 0 4 3 ]

続いて、ステップ S 1 0 3 において、認証処理部 2 0 9 は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に 1 を設定する。

### [0044]

続いて、ステップS104において、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って、検出する持ち方を決定する。本実施形態は、検出する持ち方の数が「3つ」の形態であるため、持ち方検出部206は、検出する持ち方として、

10

20

30

40

横持ち、縦持ち及び握手持ちを決定する。

[0045]

続いて、ステップS105において、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6(a)に示すように・Z方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

[0046]

ステップ S 1 0 5 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって - Z 方向に 1 G の加速度が測定された場合には ( S 1 0 5 / Y E S )、ステップ S 1 0 6 に進む。

ステップ S 1 0 6 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として横持ちを検出する。

[0047]

一方、ステップS105の判断の結果、加速度センサ201によって - Z方向に1Gの 加速度が測定されなかった場合には(S105/NO)、ステップS107に進む。

[0048]

ステップS107に進むと、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6 (b)に示すように・Y方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

[0049]

ステップ S 1 0 7 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって - Y 方向に 1 G の加速度が測定された場合には ( S 1 0 7 / Y E S )、ステップ S 1 0 8 に進む。

ステップ S 1 0 8 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として縦持ちを検出する。

[0050]

一方、ステップS107の判断の結果、加速度センサ201によって - Y方向に1Gの 加速度が測定されなかった場合には(S107/NO)、ステップS109に進む。

[0051]

ステップS109に進むと、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6 (c)に示すように+X方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

[0052]

ステップ S 1 0 9 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって + X 方向に 1 G の加速度が測定された場合には ( S 1 0 9 / Y E S ) 、ステップ S 1 1 0 に進む。

ステップ S 1 1 0 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として握手持ちを検出する。

[0053]

一方、ステップS109の判断の結果、加速度センサ201によって + X方向に1Gの加速度が測定されなかった場合には(S109/NO)、ステップS105に戻り、ステップS105以降の処理を再度行う。

[0054]

また、ステップS106の処理、ステップS108の処理、或いは、ステップS110 の処理が終了した場合には、ステップS111に進む。

ステップS111に進むと、振り方向検出部207は、持ち方検出部206で使用者による携帯端末装置の筐体100・Kの持ち方を検出した後に、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、± X 方向、± Y 方向及び± Z 方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内であるか否かを判断する。ここで、0.5G~1.0Gの範囲内は、図7を用いて説明した検出閾値に相当するものである。

[0055]

ステップS111の判断の結果、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれの方向においても0.5G~1.0Gの範囲外である場合には(S111/NO)、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内となるまで、ステップS111で待機する。

[0056]

50

10

20

30

一方、ステップ S 1 1 1 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって測定された加速度の変位の絶対値が、± X 方向、± Y 方向及び± Z 方向のいずれかの方向において 0 . 5 G ~ 1 . 0 G の範囲内である場合には(S 1 1 1 / Y E S )、ステップ S 1 1 2 に進む。

ステップS112に進むと、振り方向検出部207は、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が0.5G~1.0Gの範囲内である方向を、使用者が携帯端末装置の筐体100.Kを振った方向である振り方向として検出する。

[0057]

続いて、ステップS113において、番号取得部208は、持ち方検出部206で検出された持ち方と振り方向検出部207で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、ステップS101によって当該組み合わせに設定された番号を取得する。例えば、ステップS101によって図4に示す第1のテーブル2031に係る対応付けパターン1の番号が設定され、持ち方検出部206で検出された持ち方が「横持ち」、振り方向検出部207で検出された振り方向が「+ X方向」である場合には、番号取得部208は、番号「1」を取得する。

[0058]

続いて、ステップS114において、認証処理部209は、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS102で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さいか否かを判断する。

[0059]

ステップS114の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS102で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さい場合には(S114/YES)、暗証番号の入力処理が未だ完了していないと判断し、ステップS115に進む。【0060】

ステップS115に進むと、認証処理部209は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に1を加算して、時系列入力番号 n を変更する。その後、ステップS105に戻り、変更した時系列入力番号 n に基づく処理を行う。即ち、図8に示すフローチャートの処理では、ステップS105~ステップS115の処理は、ステップS102で設定された暗証番号を構成する番号の総数(N)分、繰り返し行われることになる。

[0061]

また、ステップS114の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS102で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さくない場合には(S114/NO)、暗証番号の入力処理が完了したと判断し、ステップS116に進む。

[0062]

ステップS116に進むと、認証処理部209は、ステップS113において時系列で取得された番号である時系列番号と、ステップS102で読み出した暗証番号とが一致するか否かを判断する。

[0063]

ステップ S 1 1 6 の判断の結果、ステップ S 1 1 3 において時系列で取得された番号である時系列番号とステップ S 1 0 2 で読み出した暗証番号とが一致する場合には( S 1 1 6 / Y E S )、ステップ S 1 1 7 に進む。

ステップS117に進むと、認証処理部209は、携帯端末装置100における情報処理部211の動作を許可する認証OK処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置100を使用することが可能となる。

[0064]

ここで、図3に示す「8」、「1」、「10」及び「5」の総数4の番号からなる暗証番号を用いた認証処理について説明を行う。

図9は、本発明の第1の実施形態を示し、図2に示す認証処理部209による認証処理を説明するための図である。この際、ステップS101において、図4に示す第1のテープル2031に係る対応付けパターン1における番号が設定されているものとする。

10

20

30

40

まず、図9(a)に示す番号「8」の認証では、使用者が手200で携帯端末装置の筐体100-Kを縦持ちし、且つ、携帯端末装置の筐体100-Kを図5(a)に示す・X方向に振った際に認証OKとなる。

次いで、図9(b)に示す番号「1」の認証では、使用者が手200で携帯端末装置の 筐体100・Kを横持ちし、且つ、携帯端末装置の筐体100・Kを図5(a)に示す+ X方向に振った際に認証OKとなる。

次いで、図9(c)に示す番号「10」の認証では、使用者が手200で携帯端末装置の筐体100・Kを縦持ちし、且つ、携帯端末装置の筐体100・Kを図5(a)に示す・Y方向に振った際に認証OKとなる。

次いで、図9(d)に示す番号「5」の認証では、使用者が手200で携帯端末装置の 筐体100- Kを横持ちし、且つ、携帯端末装置の筐体100- Kを図5(b)に示す+ 2方向に振った際に認証OKとなる。

そして、本例では、以上の図9(a)~図9(d)に示す動作を使用者が行った場合に 、ステップS117における認証OK処理がなされる。

## [0065]

一方、ステップS116の判断の結果、ステップS113において時系列で取得された番号である時系列番号とステップS102で読み出した暗証番号とが一致しない場合には(S116/NO)、ステップS118に進む。

ステップS118に進むと、認証処理部209は、携帯端末装置100における情報処理部211の動作を不許可とする認証NG処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置100の使用をすることができない。

#### [0066]

ステップS117の処理、或いは、ステップS118の処理が終了した場合には、ステップS119に進む。

ステップS119に進むと、認証処理部209は、使用者における認証処理の結果を、表示部210に表示する処理を行う。これにより、ステップS118で認証NGとされた場合には、表示部210に認証NGである旨の表示がなされ、ステップS117で認証OKとされた場合には、表示部210に認証OKである旨の表示がなされる。

## [0067]

以上のステップS101~ステップS119の処理を経ることにより、第1の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理が終了する。

# [0068]

また、第1の実施形態では、図3に示す例に倣って、番号の総数Nが4の暗証番号による認証処理の例について説明を行ったが、本発明においては、必ずしも番号の総数Nが4の暗証番号である必要は無く、例えば、番号の総数Nが2や3の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、或いは、番号の総数Nが5以上の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、本発明に適用可能である。

## [0069]

上述した第1の実施形態によれば、認証処理システムを導入し易くすると共に、セキュ リティ性の確保を実現することができる。

# [ 0 0 7 0 ]

また、第1の実施形態では、使用者が持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力することにより、各組み合わせに対して一意の番号を自由に設定できるため、使用者自身にとってオリジナルな暗証番号入力設定を行うことが可能となる。これにより、セキュリティ性をより強固なものとすることができる。

## [0071]

## (第2の実施形態)

次に、本発明の第2の実施形態について説明する。なお、以下の第2の実施形態の説明では、上述した第1の実施形態と異なる部分について説明を行う。

10

20

30

40

20

30

40

50

### [0072]

第2の実施形態に係る携帯端末装置の外観は、図1に示す携帯端末装置100の外観と同様である。第2の実施形態は、図1に示す持ち方数選択欄111の中から選択ボタン1112が使用者により選択され、検出する持ち方の数が2つの場合の形態であるものとする。

## [0073]

第2の実施形態に係る携帯端末装置の機能構成は、図2に示す携帯端末装置100の機能構成と同様である。また、第2の実施形態においても、第1の実施形態と同様に、図2に示す暗証番号記憶部202には、図3に示す暗証番号記憶部202には、「8」、「1」、「10」及び「5」の総数4の番号からなる暗証番号が記憶されている。

### [0074]

図10は、本発明の第2の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている第2のテーブル2032に係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。第2の実施形態は、上述したように、検出する持ち方の数が2つの場合の形態であるため、図10に示す第2のテーブル2032では、3つの持ち方である横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの2つの持ち方について番号が付与されている。

## [0075]

具体的に、図10に示す第2のテーブル2032の例では、対応付けパターン1として、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「4」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・X方向の組み合わせに番号「7」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が縦持ちで日つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わけに番号「112」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

### [0076]

### [0077]

さらに、図10に示す第2のテーブル2032の例では、対応付けパターン3として、 持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す+X方向の組み合わせに番号「1」、 持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・ X 方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・ Y 方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「4」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ X 方向の組み合わせに番号「6」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・ X 方向の組み合わせに番号「7」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・ Y 方向の組み合わせに番号「10」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「10」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「11」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・ Z 方向の組み合わせに番号「12」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

[0078]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

例えば、情報入力部204は、図10に示す第2のテーブル2032の持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力する。具体的に、本実施形態では、使用者等が、図1に示す持ち方数選択欄111で「2つ」を選択し且つ対応付けパターン入力欄112に図10に示す第2のテーブル2032の対応付けパターンの番号を入力し、確定ボタン113を押下すると、情報入力部204は、図1に示す持ち方数選択欄111で選択された検出する持ち方の数と対応付けパターン入力欄112に入力された対応付けパターンの番号とを対応付け情報として番号設定部205及び持ち方検出部206に入力する。

[0079]

本実施形態では、番号設定部205は、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶 されている図10の第2のテーブル2032に係る対応付けパターンの情報を参照し、情 報入力部204から入力された対応付け情報に従って、携帯端末装置の筐体100-Kの 横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの2通りの持ち方と、携帯端末装置の筐体100-K に お い て 定 め ら れ た ± X 方 向 、 ± Y 方 向 及 び ± Z 方 向 の 6 通 り の 振 り 方 向 と の 合 計 1 2 通 りの組み合わせに対して一意の番号を設定する。例えば、番号設定部205は、情報入力 部 2 0 4 か ら 図 1 0 に 示 す 対 応 付 け パ タ ー ン 1 に 係 る 対 応 付 け 情 報 が 入 力 さ れ た 場 合 に は 、 図 1 0 に基づいて、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + X 方向の組み合わせに番号「 1 」、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が ・ X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 2 」、 持 ち 方 が 横 持 ちで且つ振り方向が+Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向 が - Y 方向の組み合わせに番号「 4 」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + Z 方向の組み 合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が-Z方向の組み合わせに番号「6 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 7 」、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が ・ X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 8 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Y 方向の組み合わせに番号「 9 」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が - Y 方向の組み 合わせに番号「10」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が+2方向の組み合わせに番号「 11」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「12」を設定す る。

[0080]

持ち方検出部206は、加速度センサ201で測定された加速度に基づいて、使用者による携帯端末装置の筐体100・Kの持ち方を検出する。この際、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って検出する持ち方を決定し、当該決定した持ち方の検出を行う。

[0081]

次に、第2の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順について説明する。

[0082]

10

20

30

20

30

40

50

図11は、本発明の第2の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順の一例を示すフローチャートである。なお、図11に示すフローチャートの処理の開始時点では、既に、暗証番号記憶部202には図3に示す暗証番号が記憶されており、組み合わせ・番号対応情報記憶部203には図10に示す第2のテーブル2032に係る対応付けパターンの情報が記憶されているものとする。

## [0083]

まず、ステップS201において、番号設定部205は、情報入力部204から入力さ れた対応付け情報に従って、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている図 1 0 に示す第 2 のテーブル 2 0 3 2 に係る対応付けパターンの情報を参照し、携帯端末装 置 の 筐 体 1 0 0 - K の 横 持 ち 、 縦 持 ち 及 び 握 手 持 ち の う ち の 2 通 り の 持 ち 方 と 、 携 帯 端 末 装 置 の 筐 体 1 0 0 - K に お い て 定 め ら れ た ± X 方 向 、 ± Y 方 向 及 び ± Z 方 向 の 6 通 リ の 振 り方向との合計12通りの組み合わせに対して一意の番号を設定する。この図11に示す フ ロ ー チ ャ ー ト の 説 明 で は 、 情 報 入 力 部 2 0 4 か ら 検 出 す る 持 ち 方 の 数 が 「 2 つ 」 で 且 つ 対応付けパターン「1」の対応付け情報が入力され、番号設定部205は、図10に基づ いて、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が ・ X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 2 」 、 持 ち 方 が 横 持 ち で 且 つ 振 り 方 向が + Y 方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が - Y 方向の組 み合わせに番号「 4 」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が + Z方向の組み合わせに番号「 5 」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が - Z 方向の組み合わせに番号「 6 」、持ち方が縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 7 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が - X 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 8 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が + Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 9 」 、 持 ち 方 が 縦 持 ち で 且 つ 振 り 方 向 が - Y 方 向 の 組 み 合 わ せ に 番 号 「 1 0 」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が + Z 方向の組み合わせに番号「 1 1 」、持ち方 が縦持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「12」を設定したものとする。

### [0084]

続いて、ステップS202において、認証処理部209は、暗証番号記憶部202に記憶されている認証登録者の暗証番号を読み出す処理を行う。この図11に示すフローチャートの説明では、図3に示す「8」、「1」、「10」及び「5」の総数4の番号からなる暗証番号が読み出されたものとする。さらに、認証処理部209は、読み出した暗証番号を構成する番号の総数Nを設定する。本例では、図3に示す暗証番号が「8」、「1」、「10」及び「5」からなるものであるため、N=4が設定される。

# [0085]

続いて、ステップ S 2 0 3 において、認証処理部 2 0 9 は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に 1 を設定する。

# [0086]

続いて、ステップS204において、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って、検出する持ち方を決定する。本実施形態は、検出する持ち方の数が「2つ」の形態であり、また、本フローチャートの例では、ステップS201において図10に示す対応付けパターン「1」の対応付け情報が入力されるため、持ち方検出部206は、本例では、検出する持ち方として、横持ち及び縦持ちを決定する。

# [0087]

続いて、ステップS205において、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6(a)に示すように-Z方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

# [ 0 0 8 8 ]

ステップ S 2 0 5 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって - Z 方向に 1 G の加速度が測定された場合には ( S 2 0 5 / Y E S )、ステップ S 2 0 6 に進む。

ステップ S 2 0 6 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として横持ちを検出する。

# [0089]

一方、ステップS205の判断の結果、加速度センサ201によって・Z方向に1Gの

20

30

40

50

加速度が測定されなかった場合には(S205/NO)、ステップS207に進む。

[0090]

ステップS207に進むと、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6 (b)に示すように・Y方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

[0091]

ステップ S 2 0 7 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって - Y 方向に 1 G の加速度が測定された場合には ( S 2 0 7 / Y E S )、ステップ S 2 0 8 に進む。

ステップ S 2 0 8 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として縦持ちを検出する。

[0092]

一方、ステップS207の判断の結果、加速度センサ201によって・Y方向に1Gの加速度が測定されなかった場合には(S207/NO)、ステップS205に戻り、ステップS205以降の処理を再度行う。

[0093]

また、ステップS206の処理、或いは、ステップS208の処理が終了した場合には 、ステップS209に進む。

ステップ S 2 0 9 に進むと、振り方向検出部 2 0 7 は、持ち方検出部 2 0 6 で使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方を検出した後に、加速度センサ 2 0 1 によって測定された加速度の変位の絶対値が、± X 方向、± Y 方向及び± Z 方向のいずれかの方向において 0 . 5 G ~ 1 . 0 G の範囲内であるか否かを判断する。ここで、 0 . 5 G ~ 1 . 0 G の範囲内は、図 7 を用いて説明した検出閾値に相当するものである。

[0094]

ステップS209の判断の結果、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれの方向においても0.5G~1.0Gの範囲外である場合には(S209/NO)、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内となるまで、ステップS209で待機する。

[0095]

一方、ステップS209の判断の結果、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内である場合には(S209/YES)、ステップS210に進む。

ステップS210に進むと、振り方向検出部207は、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が0.5G~1.0Gの範囲内である方向を、使用者が携帯端末装置の筐体100-Kを振った方向である振り方向として検出する。

[0096]

続いて、ステップS211において、番号取得部208は、持ち方検出部206で検出された持ち方と振り方向検出部207で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、ステップS201によって当該組み合わせに設定された番号を取得する。例えば、ステップS201によって図10に示す第2のテーブル2032に係る対応付けパターン1の番号が設定され、持ち方検出部206で検出された持ち方が「横持ち」、振り方向検出部207で検出された振り方向が「+ X 方向」である場合には、番号取得部208は、番号「1」を取得する。

[0097]

続いて、ステップS212において、認証処理部209は、現在設定されている時系列入力番号nが、ステップS202で設定された暗証番号を構成する番号の総数Nより小さいか否かを判断する。

[0098]

ステップS212の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS 202で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さい場合には(S212/Y ES)、暗証番号の入力処理が未だ完了していないと判断し、ステップS213に進む。

20

30

40

50

[0099]

ステップ S 2 1 3 に進むと、認証処理部 2 0 9 は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に 1 を加算して、時系列入力番号 n を変更する。その後、ステップ S 2 0 5 に戻り、変更した時系列入力番号 n に基づく処理を行う。即ち、図 1 1 に示すフローチャートの処理では、ステップ S 2 0 5 ~ ステップ S 2 1 3 の処理は、ステップ S 2 0 2 で設定された暗証番号を構成する番号の総数(N)分、繰り返し行われることになる。

[0100]

また、ステップS212の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS202で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さくない場合には(S212/NO)、暗証番号の入力処理が完了したと判断し、ステップS214に進む。

[ 0 1 0 1 ]

ステップS214に進むと、認証処理部209は、ステップS211において時系列で取得された番号である時系列番号と、ステップS202で読み出した暗証番号とが一致するか否かを判断する。

[0102]

ステップ S 2 1 4 の判断の結果、ステップ S 2 1 1 において時系列で取得された番号である時系列番号とステップ S 2 0 2 で読み出した暗証番号とが一致する場合には( S 2 1 4 / Y E S )、ステップ S 2 1 5 に進む。

ステップS215に進むと、認証処理部209は、携帯端末装置100における情報処理部211の動作を許可する認証OK処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置100を使用することが可能となる。

[0103]

一方、ステップS214の判断の結果、ステップS211において時系列で取得された番号である時系列番号とステップS202で読み出した暗証番号とが一致しない場合には(S214/NO)、ステップS216に進む。

ステップS216に進むと、認証処理部209は、携帯端末装置100における情報処理部211の動作を不許可とする認証NG処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置100の使用をすることができない。

[0104]

ステップS215の処理、或いは、ステップS216の処理が終了した場合には、ステップS217に進む。

ステップS217に進むと、認証処理部209は、使用者における認証処理の結果を、表示部210に表示する処理を行う。これにより、ステップS216で認証NGとされた場合には、表示部210に認証NGである旨の表示がなされ、ステップS215で認証OKとされた場合には、表示部210に認証OKである旨の表示がなされる。

[0105]

以上のステップ S 2 0 1 ~ ステップ S 2 1 7 の処理を経ることにより、第 2 の実施形態に係る携帯端末装置 1 0 0 における認証処理方法の処理が終了する。

[0106]

また、第2の実施形態では、図3に示す例に倣って、番号の総数 N が 4 の暗証番号による認証処理の例について説明を行ったが、本発明においては、必ずしも番号の総数 N が 4 の暗証番号である必要は無く、例えば、番号の総数 N が 2 や 3 の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、或いは、番号の総数 N が 5 以上の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、本発明に適用可能である。

[0107]

上述した第 2 の実施形態によれば、認証処理システムを導入し易くすると共に、セキュ リティ性の確保を実現することができる。

[0108]

また、第2の実施形態では、使用者が持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意

20

30

40

50

の番号を対応付けるための対応付け情報を入力することにより、各組み合わせに対して一意の番号を自由に設定できるため、使用者自身にとってオリジナルな暗証番号入力設定を行うことが可能となる。これにより、セキュリティ性をより強固なものとすることができる。

## [0109]

### (第3の実施形態)

次に、本発明の第3の実施形態について説明する。なお、以下の第3の実施形態の説明では、上述した第1の実施形態と異なる部分について説明を行う。

## [0110]

第3の実施形態に係る携帯端末装置の外観は、図1に示す携帯端末装置100の外観と同様である。第3の実施形態は、図1に示す持ち方数選択欄111の中から選択ボタン1113が使用者により選択され、検出する持ち方の数が1つの場合の形態であるものとする。

## [0111]

第 3 の実施形態に係る携帯端末装置の機能構成は、図 2 に示す携帯端末装置 1 0 0 の機能構成と同様である。

## [0112]

図12は、本発明の第3の実施形態を示し、図2に示す暗証番号記憶部202に記憶されている暗証番号の一例を示す図である。図12に示す例では、「1」、「4」、「3」及び「2」の総数4の番号からなる暗証番号が記憶されている。

#### [ 0 1 1 3 ]

図13は、本発明の第3の実施形態を示し、図2に示す組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている第3のテーブル2033に係る複数の対応付けパターンの一例を示す図である。第3の実施形態は、上述したように、検出する持ち方の数が1つの場合の形態であるため、図13に示す第3のテーブル2033では、3つの持ち方である横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの1つの持ち方について番号が付与されている。

### [0114]

具体的に、図13に示す第3のテーブル2033の例では、対応付けパターン1として、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す+X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す+Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す+2方向の組み合わせに番号「4」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す+2方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す・2方向の組み合わせに番号「6」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

## [0115]

また、図13に示す第3のテーブル2033の例では、対応付けパターン2として、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す + X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す - X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す + Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す - Y方向の組み合わせに番号「4」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す - Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が縦持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す - Z方向の組み合わせに番号「6」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

## [0116]

さらに、図13に示す第3のテーブル2033の例では、対応付けパターン3として、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す+X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(a)に示す・Y方向の組み合わせに番号

20

30

40

50

「4」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す+Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が握手持ちで且つ振り方向が図5(b)に示す-Z方向の組み合わせに番号「6」を対応付ける対応付けパターンが示されている。

### [0117]

ここで、再び、図2の説明に戻る。

例えば、情報入力部204は、図13に示す第3のテーブル2033の持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力する。具体的に、本実施形態では、使用者等が、図1に示す持ち方数選択欄111で「1つ」を選択し且つ対応付けパターン入力欄112に図13に示す第3のテーブル2033の対応付けパターンの番号を入力し、確定ボタン113を押下すると、情報入力部204は、図1に示す持ち方数選択欄111で選択された検出する持ち方の数と対応付けパターン入力欄112に入力された対応付けパターンの番号とを対応付け情報として番号設定部205及び持ち方検出部206に入力する。

## [0118]

本実施形態では、番号設定部205は、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている図13の第3のテーブル2033に係る対応付けパターンの情報を参照し、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って、携帯端末装置の筐体100・Kの横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの1通りの持ち方と、携帯端末装置の筐体100・Kのにおいて定められた±X方向、サイカの及び±Z方向の6通りの振り方向との合計6通りの組み合わせに対して一意の番号を設定する。例えば、番号設定部205は、情報入力された場合に引って組み合わせに対して一意の番号を設定する。例えば、番号設定部205は、情報入力に組み合わせに番号を設定するが横持ちで且つ振り方向が・X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が・Z方向の組み合わせに番号「6」を設定する。

### [0119]

持ち方検出部206は、加速度センサ201で測定された加速度に基づいて、使用者による携帯端末装置の筐体100-Kの持ち方を検出する。この際、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って検出する持ち方を決定し、当該決定した持ち方の検出を行う。

### [ 0 1 2 0 ]

次に、第3の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順について説明する。

# [0121]

図14は、本発明の第3の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理手順の一例を示すフローチャートである。なお、図14に示すフローチャートの処理の開始時点では、既に、暗証番号記憶部202には図12に示す暗証番号が記憶されており、組み合わせ・番号対応情報記憶部203には図13に示す第3のテーブル2033に係る対応付けパターンの情報が記憶されているものとする。

### [0122]

まず、ステップS301において、番号設定部205は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って、組み合わせ・番号対応情報記憶部203に記憶されている図13に示す第3のテーブル2033に係る対応付けパターンの情報を参照し、携帯端末装置の筐体100・Kの横持ち、縦持ち及び握手持ちのうちの1通りの持ち方と、携帯端末装置の筐体100・Kにおいて定められた±×方向、±×方向及び± Z方向の6通りの振り方向との合計6通りの組み合わせに対して一意の番号を設定する。この図14に示すフローチャートの説明では、情報入力部204から検出する持ち方の数が「1つ」で且つ対応付けパターン「1」の対応付け情報が入力され、番号設定部205は、図13に基づい

20

30

40

50

て、持ち方が横持ちで且つ振り方向が+X方向の組み合わせに番号「1」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が-X方向の組み合わせに番号「2」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が+Y方向の組み合わせに番号「3」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が-Y方向の組み合わせに番号「4」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が+Z方向の組み合わせに番号「5」、持ち方が横持ちで且つ振り方向が-Z方向の組み合わせに番号「6」を設定したものとする。

[0123]

続いて、ステップS302において、認証処理部209は、暗証番号記憶部202に記憶されている認証登録者の暗証番号を読み出す処理を行う。この図14に示すフローチャートの説明では、図12に示す「1」、「4」、「3」及び「2」の総数4の番号からなる暗証番号が読み出されたものとする。さらに、認証処理部209は、読み出した暗証番号を構成する番号の総数Nを設定する。本例では、図12に示す暗証番号が「1」、「4」、「3」及び「2」からなるものであるため、N=4が設定される。

[0124]

続いて、ステップ S 3 0 3 において、認証処理部 2 0 9 は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に 1 を設定する。

[0125]

続いて、ステップS304において、持ち方検出部206は、情報入力部204から入力された対応付け情報に従って、検出する持ち方を決定する。本実施形態は、検出する持ち方の数が「1つ」の形態であり、また、本フローチャートの例では、ステップS301において図13に示す対応付けパターン「1」の対応付け情報が入力されるため、持ち方検出部206は、本例では、検出する持ち方として、横持ちを決定する。

[0126]

続いて、ステップS305において、持ち方検出部206は、加速度センサ201によって図6(a)に示すように・Z方向に1Gの加速度が測定されたか否かを判断する。

[0127]

ステップS305の判断の結果、加速度センサ201によって - Z方向に1Gの加速度が測定されなかった場合には(S305/NO)、加速度センサ201によって - Z方向に1Gの加速度が測定されるまで、ステップS305で待機する。

[0128]

一方、ステップS305の判断の結果、加速度センサ201によって - Z方向に1Gの加速度が測定された場合には(S305/YES)、ステップS306に進む。

ステップ S 3 0 6 に進むと、持ち方検出部 2 0 6 は、使用者による携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K の持ち方として横持ちを検出する。

[0129]

続いて、ステップS307において、振り方向検出部207は、持ち方検出部206で使用者による携帯端末装置の筐体100・Kの持ち方を検出した後に、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、± X 方向、± Y 方向及び± Z 方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内であるか否かを判断する。ここで、0.5G~1.0Gの範囲内は、図7を用いて説明した検出閾値に相当するものである。

[0130]

ステップS307の判断の結果、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれの方向においても0.5G~1.0Gの範囲外である場合には(S307/NO)、加速度センサ201によって測定された加速度の変位の絶対値が、±X方向、±Y方向及び±Z方向のいずれかの方向において0.5G~1.0Gの範囲内となるまで、ステップS307で待機する。

[0131]

一方、ステップ S 3 0 7 の判断の結果、加速度センサ 2 0 1 によって測定された加速度の変位の絶対値が、± X 方向、± Y 方向及び± Z 方向のいずれかの方向において 0 . 5 G ~ 1 . 0 G の範囲内である場合には( S 3 0 7 / Y E S )、ステップ S 3 0 8 に進む。

20

30

40

50

ステップ S 3 0 8 に進むと、振り方向検出部 2 0 7 は、加速度センサ 2 0 1 によって測定された加速度の変位の絶対値が 0 . 5 G ~ 1 . 0 G の範囲内である方向を、使用者が携帯端末装置の筐体 1 0 0 - K を振った方向である振り方向として検出する。

[0132]

続いて、ステップS309において、番号取得部208は、持ち方検出部206で検出された持ち方と振り方向検出部207で検出された振り方向との組み合わせに基づいて、ステップS301によって当該組み合わせに設定された番号を取得する。例えば、ステップS301によって図13に示す第3のテーブル2033に係る対応付けパターン1の番号が設定され、持ち方検出部206で検出された持ち方が「横持ち」、振り方向検出部207で検出された振り方向が「+ X方向」である場合には、番号取得部208は、番号「1」を取得する。

[0133]

続いて、ステップS310において、認証処理部209は、現在設定されている時系列入力番号nが、ステップS302で設定された暗証番号を構成する番号の総数Nより小さいか否かを判断する。

[ 0 1 3 4 ]

ステップS310の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS302で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さい場合には(S310/YES)、暗証番号の入力処理が未だ完了していないと判断し、ステップS311に進む。

[ 0 1 3 5 ]

ステップS311に進むと、認証処理部209は、使用者により時系列で入力される番号の入力順番を示す時系列入力番号 n に 1 を加算して、時系列入力番号 n を変更する。その後、ステップS305に戻り、変更した時系列入力番号 n に基づく処理を行う。即ち、図14に示すフローチャートの処理では、ステップS305~ステップS311の処理は、ステップS302で設定された暗証番号を構成する番号の総数(N)分、繰り返し行われることになる。

[0136]

また、ステップS310の判断の結果、現在設定されている時系列入力番号 n が、ステップS302で設定された暗証番号を構成する番号の総数 N より小さくない場合には(S310/NO)、暗証番号の入力処理が完了したと判断し、ステップS312に進む。

[0137]

ステップS312に進むと、認証処理部209は、ステップS309において時系列で取得された番号である時系列番号と、ステップS302で読み出した暗証番号とが一致するか否かを判断する。

[0138]

ステップ S 3 1 2 の判断の結果、ステップ S 3 0 9 において時系列で取得された番号である時系列番号とステップ S 3 0 2 で読み出した暗証番号とが一致する場合には( S 3 1 2 / Y E S )、ステップ S 3 1 3 に進む。

ステップ S 3 1 3 に進むと、認証処理部 2 0 9 は、携帯端末装置 1 0 0 における情報処理部 2 1 1 の動作を許可する認証 O K 処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置 1 0 0 を使用することが可能となる。

[ 0 1 3 9 ]

一方、ステップS312の判断の結果、ステップS309において時系列で取得された番号である時系列番号とステップS302で読み出した暗証番号とが一致しない場合には(S312/NO)、ステップS314に進む。

ステップ S 3 1 4 に進むと、認証処理部 2 0 9 は、携帯端末装置 1 0 0 における情報処理部 2 1 1 の動作を不許可とする認証 N G 処理を行う。これにより、使用者は、携帯端末装置 1 0 0 の使用をすることができない。

[0140]

ステップS313の処理、或いは、ステップS314の処理が終了した場合には、ステ

ップS315に進む。

ステップS315に進むと、認証処理部209は、使用者における認証処理の結果を、表示部210に表示する処理を行う。これにより、ステップS314で認証NGとされた場合には、表示部210に認証NGである旨の表示がなされ、ステップS313で認証OKとされた場合には、表示部210に認証OKである旨の表示がなされる。

### [0141]

以上のステップS301~ステップS315の処理を経ることにより、第3の実施形態に係る携帯端末装置100における認証処理方法の処理が終了する。

## [0142]

また、第3の実施形態では、図12に示す例に倣って、番号の総数Nが4の暗証番号による認証処理の例について説明を行ったが、本発明においては、必ずしも番号の総数Nが4の暗証番号である必要は無く、例えば、番号の総数Nが2や3の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、或いは、番号の総数Nが5以上の暗証番号を用いた認証処理を行う形態であっても、本発明に適用可能である。

### [0143]

上述した第3の実施形態によれば、認証処理システムを導入し易くすると共に、セキュ リティ性の確保を実現することができる。

### [0144]

また、第3の実施形態では、使用者が持ち方と振り方向との各組み合わせに対して一意の番号を対応付けるための対応付け情報を入力することにより、各組み合わせに対して一意の番号を自由に設定できるため、使用者自身にとってオリジナルな暗証番号入力設定を行うことが可能となる。これにより、セキュリティ性をより強固なものとすることができる。

## [0145]

## (その他の実施形態)

上述した実施形態では、振り方向検出部207による振り方向の検出において、携帯端末装置の筐体100-Kにおいて定められた±X方向、±Y方向及び±Z方向の6通りの振り方向を検出するようにしているが、本発明においてはこの形態に限定されるものではない。例えば、使用者による認証処理の負担軽減や認証処理の簡素化を目的として、振り方向検出部207による振り方向の検出において、携帯端末装置の筐体100-Kにおいて定められた±X方向を包括するX方向、±Y方向を包括するY方向、及び、±Z方向を包括するZ方向の3通りの振り方向を検出する形態も本発明に含まれる。

### [0146]

また、本発明は、以下の処理を実行することによっても実現される。

即ち、上述した実施形態の機能を実現するソフトウェア(プログラム)を、ネットワーク又は各種記憶媒体を介してシステム或いは装置に供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータ(又はCPUやMPUなど)がプログラムを読み出して実行する処理である。このプログラム及び当該プログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記録媒体は、本発明に含まれる。

## [0147]

なお、上述した本発明の実施形態は、いずれも本発明を実施するにあたっての具体化の例を示したものに過ぎず、これらによって本発明の技術的範囲が限定的に解釈されてはならないものである。即ち、本発明はその技術思想、又はその主要な特徴から逸脱することなく、様々な形で実施することができる。

## 【符号の説明】

# [0148]

100:携帯端末装置、201:加速度センサ、202:暗証番号記憶部、203:組み合わせ・番号対応情報記憶部、204:情報入力部、205:番号設定部、206:持ち方検出部、207:振り方向検出部、208:番号取得部、209:認証処理部、210:表示部、211:情報処理部

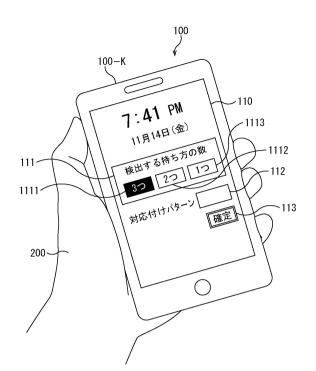
10

20

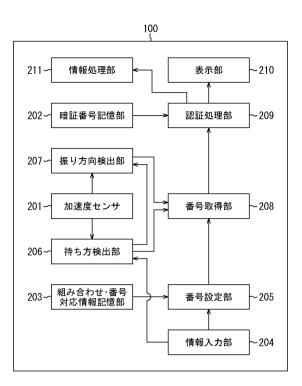
30

40

【図1】



【図2】



【図3】

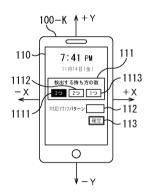
# 【図4】

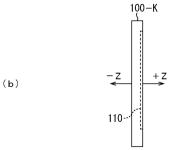
# <u>2031</u>

対応付け		横持ち							縦持ち							握手持ち					
パターン	+X	<b>-X</b>	+Y	-Y	+Z	-Z	+X	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	+X	<b>-X</b>	+Y	-Y	+Z	-Z			
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
2	5	6	3	4	1	2	11	12	9	10	7	8	17	18	15	16	13	14			

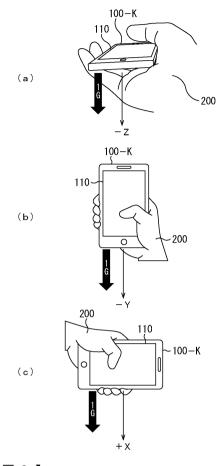
# 【図5】

(a)

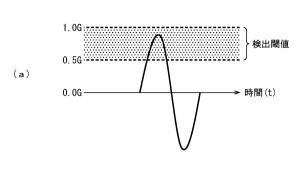


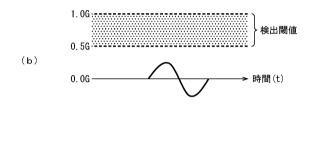


# 【図6】

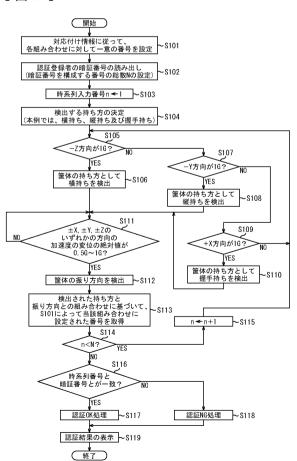


# 【図7】

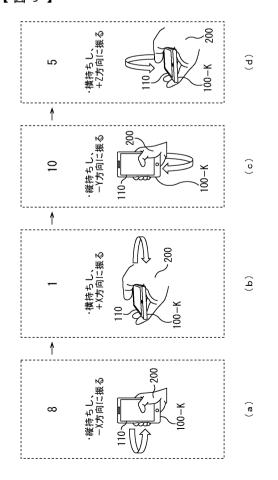




# 【図8】



# 【図9】



## 【図10】

## 2032

対応付け			横扌	寺ち			縦持ち							握手持ち					
パターン	+X	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	+X	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	+X	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	/	abla	abla	abla	$\overline{Z}$	/	
2	1	2	3	4	5	6		$\nearrow$	$\overline{\mathcal{I}}$	$\overline{\ \ }$		$\overline{}$	7	8	9	10	11	12	
3		$\overline{\ }$	abla	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

# 【図12】

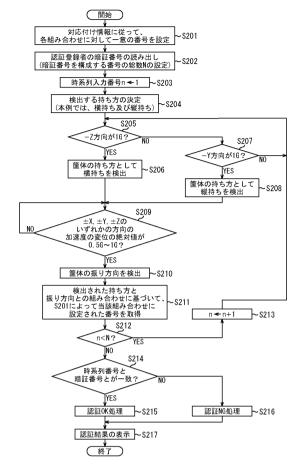
暗証番号	1 4	3	2
------	-----	---	---

# 【図13】

## 2033

*	対応付け	横持ち							縦持ち						握手持ち					
	パターン	+X	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	+χ	-X	+Y	-Y	+Z	-Z	+χ	$-\chi$	+Y	-Y	+Z	-Z	
Ì	1	1	2	3	4	5	6	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$	$\overline{\ \ }$	$\overline{\mathcal{C}}$	$\overline{Z}$	$\overline{}$	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$	$\overline{Z}$	$\vee$	$\overline{}$	/	
	2	/	/	$\overline{Z}$			$\overline{Z}$	1	2	3	4	5	6	${}$	/	/			/	
	3	/					$\mathbb{Z}$	$\mathbb{Z}$				$\mathbb{Z}$		1	2	3	4	5	6	

## 【図11】



# 【図14】

